

現職議員の皆さまへ

(平成23年5月31日以前の在職期間を有する方)

# 地方議会議員年金制度の 廃止措置を講ずる法律が 施行されました。

地方議会議員年金制度の廃止措置を講ずる  
「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」  
が成立し、平成23年6月1日から施行されました。  
主な改正内容は、次のとおりとなります。

## 主な改正内容

1	掛金納付について	3頁
2	平成23年1月から5月までの間にはじめて議員に当選した方の掛金の取扱い	3頁
3	制度廃止時に現職議員である方に係る給付について	4頁
4	退職年金について(退職年金の受給資格と算定について)	5頁
4 <sup>-1</sup>	退職年金の年額が200万円を超える方について給付の引下げが行われます	9頁
4 <sup>-2</sup>	高額所得者に対する退職年金の支給停止措置が強化されます	10頁
4 <sup>-3</sup>	議員の遺族に関する給付について	12頁
4 <sup>-4</sup>	年金給付に係るその他の事項(制度廃止後も引き続き適用される事項)	12頁
5	退職一時金の額について(退職一時金の受給資格と算定について)	14頁
6	退職年金と退職一時金の請求について	15頁
7	退職年金と退職一時金に課される税金について	16頁

### ■お問い合わせ先

#### 都道府県議会議員共済会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3

電話 03-5212-9160

#### 市議会議員共済会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2

電話 03-3262-5239

#### 町村議会議員共済会

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地

電話 03-3264-8184

## はじめに

日頃より地方議会議員共済会の運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地方議会議員の年金制度は、昭和37年の創設以来、幾多の改正を経て今日に至りました。しかしながら、近年、全国的に実施されたいわゆる平成の大合併が大規模かつ急速に進んだことによる議員数の急減に加え、行政改革に伴う議員数や議員報酬の削減が行われたことにより、財政状況が急速に悪化し、平成23年度には年金を含む共済給付金に要する積立金の枯渇が見込まれる極めて危機的な状況となりました(都道府県議会議員共済会は、平成34年度に積立金枯渇の見込み)。

そのため、総務省及び三議長会において一昨年より制度の見直しについて種々検討してきたところですが、この度、制度廃止措置を講ずる「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」(平成23年法律第56号。以下「廃止法」という。)が成立し、平成23年6月1日をもって地方議会議員年金制度は廃止となりました。

本リーフレットでは、地方議会議員年金制度の廃止時において地方議会議員である方の掛金の取扱いのほか、議員を退職された際の退職年金、退職一時金など給付金の取扱いなどについて説明いたします。

地方議会議員年金制度の廃止後の給付に要する費用は、廃止法により、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担することとされております。

# 1

## 掛金納付について

平成23年6月1日に地方議会議員の年金制度が廃止されたことにより、毎月、共済会に納付していただいていた掛金については、平成23年6月以後納付する必要はありません。

# 2

## 平成23年1月から5月までの間にはじめて議員に当選した方の掛金の取扱い

平成23年1月1日から同年5月31日までの間に、はじめて議員に当選した方の掛金及び特別掛金については、その全額を任期満了を含む制度廃止後、最初の退職時に退職一時金として支給します。

- ※ 平成23年5月31日までは、制度廃止前の地方公務員等共済組合法が適用されるため、平成23年5月分まで掛金及び特別掛金を納付していただきますが、制度廃止後最初の任期満了時(任期満了日以前に退職した場合は退職時)にその全額を退職一時金として支給します。
- ※ 平成23年1月1日から同年5月31日までの間に同じ議会の区分の議員に再就職したときは、「**③** 制度廃止時に現職議員である方に係る給付について」(4頁)のとおり取扱いとなります。

# 3

## 制度廃止時に 現職議員である方に関する給付について

### 1 在職12年以上の方

廃止法の施行日である平成23年6月1日現在、現職議員である方のうち、平成23年5月31日までの在職期間が12年以上の方は、次の給付のうちいずれかを選択することができます。

- (1) 制度廃止前の地方議会議員年金制度による退職年金(5～13、15、16万円)
- (2) 議員在職中に納付した掛金及び特別掛金の総額の80%の退職一時金(14～16万円)

### 2 在職12年未満の方

廃止法の施行日である平成23年6月1日現在、現職議員である方のうち、平成23年5月31日までの在職期間が12年未満である方は、議員在職中に納付した掛金及び特別掛金の総額の80%を退職一時金として受給することができます(14～16万円)。

#### ◆平成23年1月から5月分までの掛金及び特別掛金の取扱いについて

平成23年1月1日以後に退職して退職一時金の給付を受ける場合、平成23年1月分から同年5月分までの掛金及び特別掛金については、全額を退職一時金に算入します。

したがって、上記「1」、「2」の退職一時金には、平成23年1月から同月5月分までの掛金及び特別掛金の20%が加算されます。

# 4

## 退職年金について（退職年金の受給資格と算定について）

### 1 退職年金の受給資格

廃止法の施行日である平成23年6月1日現在、現職議員である方のうち、平成23年5月31日までの在職期間が12年以上の方は、制度廃止前の地方議会議員年金制度による退職年金の給付を受けることができます。 → 退職一時金を選択することもできます(14～16頁)。

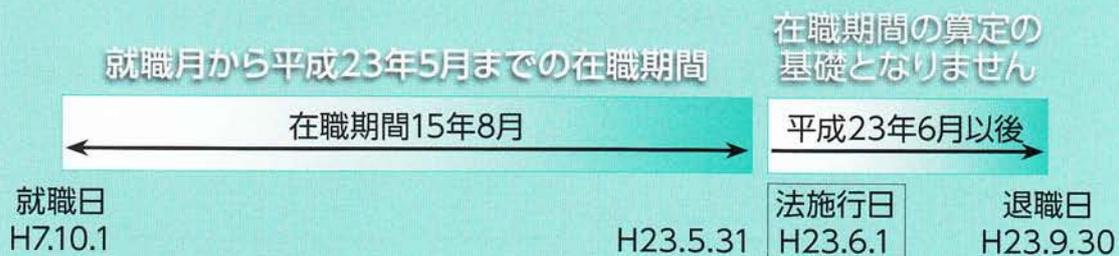
### 2 在職期間の計算

在職期間については、就職したときから平成23年5月までの在職期間とされております。

また、いったん退職して再就職し、再び退職した場合にも平成23年5月までの前後の期間を合算して12年以上あれば年金の受給資格があります。

#### ◆在職期間について

就職した日の属する月から平成23年5月までの年月数で計算します。



### 3 退職年金の算定(退職年金の年額)

退職年金の年額は、平均標準報酬年額と在職期間(平成23年5月までとなります。)に応じた給付率により決まります。

$$\text{退職年金の年額} = \text{平均標準報酬年額} \times \left\{ \frac{36}{150} + \frac{0.72}{150} \times (\text{在職年数} - 12) \right\}$$

(年金基本額)

- ◆在職期間が30年を超えるときは、30年として計算します。
- ◆平均標準報酬年額 … 平均標準報酬年額とは、退職月以前12年間の標準報酬月額を12で除して得た額をいいます。  
ただし、平均標準報酬年額の算定に関する規定については、経過措置が設けられており、平成14年4月以後の地方議会議員であった期間が12年に満たない場合の平均標準報酬年額は、平成14年4月以後の標準報酬月額の総額を平成14年4月以後の地方議会議員であった期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額となります。

#### ◆平均標準報酬年額 (平成14年4月以後の地方議会議員であった期間が12年に満たない場合)

平成14年4月以後の標準報酬月額の平均に12を乗じて得た額

平均標準報酬年額

(H14.4以後退職した月までの標準報酬月額の平均×12)

就職日  
H7.10.1

H14.4.1

H23.5.31

法施行日  
H23.6.1

退職日  
H23.9.30

#### 4 一時金控除と公的年金重複期間控除について

前述3の退職年金の年額の計算式で算出した額が通常は退職年金の年額となりますが、(1)過去に一時金を受けた場合、(2)議員在職期間中に政令で定める年金制度\*の適用を受けた期間を有する場合は、前述3で算出した額からそれぞれ規定に基づき算出した額を控除し、控除後の額が退職年金の年額となります。

$$\text{退職年金の年額} = \text{年金基本額} - ((1)\text{一時金控除額} + (2)\text{公的年金重複期間控除額})$$

##### (1) 一時金控除

過去に退職一時金の支給を受けた方が再就職し、後に退職したときに在職期間の合計が12年以上ある場合は、以前支給を受けた退職一時金の基礎となった在職期間の年数(1年未満の端数がある場合は、これを切り捨てた年数)1年につき平均標準報酬年額の100分の1.0相当額を控除します。

$$\text{一時金控除額} = \text{平均標準報酬年額} \times \frac{1.0}{100} \times \text{退職一時金の基礎となった在職年数}$$

## (2) 公的年金重複期間控除

地方議会議員は、地方議会議員年金とともに厚生年金などの被用者年金制度に加入することが可能でした。このため、公的負担部分にかかる公費の重複支給を避けるという観点から、政令で定める年金制度\*の適用を受けた期間を有する場合は、在職期間に占める重複期間の割合に100分の40を乗じて得た額を控除します。

$$\text{平成15年4月以後の公的年金重複期間控除額} = \text{年金基本額} \times \frac{\text{重複期間}}{\text{在職期間}} \times \frac{40}{100}$$

ただし、平成15年3月31日以前の重複期間は、在職期間に占める重複期間の割合に100分の25を乗じて得た額となります。

$$\text{平成15年3月31日以前の公的年金重複期間控除額} = \text{年金基本額} \times \frac{\text{重複期間}}{\text{在職期間}} \times \frac{25}{100}$$

### ※政令で定める年金制度(以下の法律に基づく年金制度)

- (1) 厚生年金保険法（旧国鉄共済組合、旧専売共済組合、旧日本電信電話公社共済組合など旧公共企業体職員共済組合の組合員も含まれます。）
- (2) 国家公務員共済組合法（旧日本鉄道共済組合、旧日本電信電話共済組合、旧たばこ産業共済組合の組合員も含まれます。）
- (3) 地方公務員等共済組合法（地方職員共済組合団体共済部の組合員。旧地方関係団体職員共済組合の組合員も含まれます。）
- (4) 私立学校教職員共済法（旧私立学校教職員共済組合の加入者も含まれます。）
- (5) 旧農林漁業団体職員共済組合法（旧農林漁業団体職員共済組合の組合員も含まれます。）
- (6) 旧船員保険法

※昭和49年9月1日以後の期間に限ります。

# 4<sup>-1</sup> 退職年金の年額が200万円を超える方について給付の引下げが行われます

地方議会議員共済会から支給している退職年金の年額が200万円を超える方に給付する退職年金については、平成23年9月1日以後、200万円を超える額の10%に相当する額の引下げが行われます。

このため、平成23年8月までに退職した方については、いったん決定した年金額が9月以後に引き下げられます。

なお、平成23年9月以後に退職した方については、年金額の算定時に同引下げ措置を適用しますので、その後の引下げはありません。

## 【例】 退職年金の年額が250万円の場合

200万円を超える額が50万円となるため、50万円の10%に相当する額である5万円が退職年金の年額から引き下げられます。

### ■停止額の計算

250万円 - 200万円 = 50万円 …… 200万円を超える額

50万円 × 10% = 5万円 …… 引下げ額

250万円 - 5万円 = 245万円 …… 引下げ後の額

※ 給付の引下げについては、施行期日が平成23年9月1日となっていますので、平成23年12月支給期(9月、10月、11月分を支給)から反映されます。

※ 給付の引下げに該当する退職年金受給者から遺族年金受給者に切り替わる場合の遺族年金の額は、給付の引下げ後の2分の1の額となります。

# 4<sup>-2</sup> 高額所得者に対する退職年金の支給停止措置が強化されます

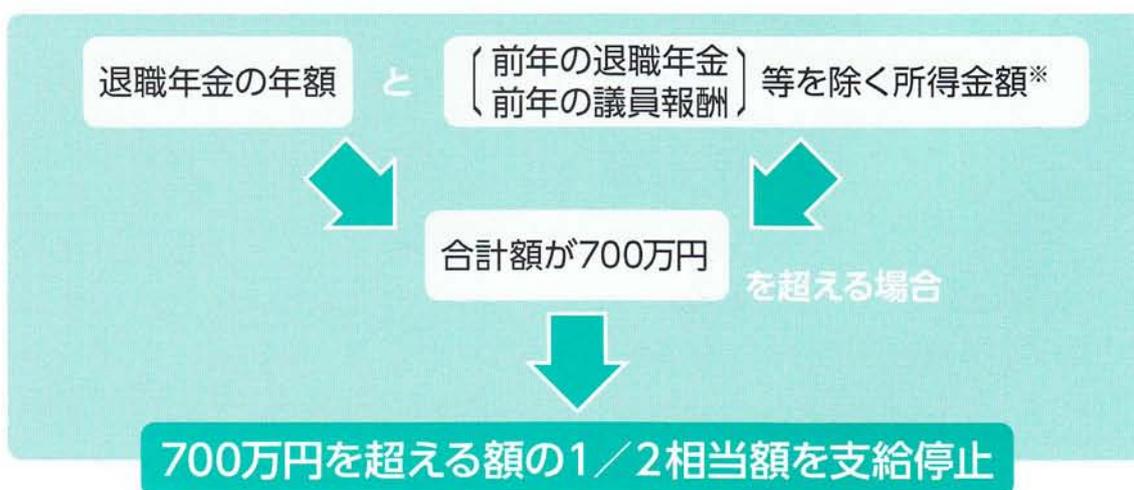
議員を退職した後、年金を受給することとなった翌年から毎年1回前年の所得調査を実施します。前年の所得金額に応じて退職年金の一部または全部が支給停止となります。

なお、廃止法により最低保障額(190.4万円)が廃止されたことにより、支給停止額が退職年金の年額を上回った場合は、退職年金の全額が支給停止となります。

## 1 支給停止額

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額との合計額が700万円を超える場合は、700万円を超える額の2分の1に相当する額の支給が停止されます。

### 高額所得による退職年金の支給停止措置



※ 所得金額は、住民税の課税総所得金額となります。

※ 課税総所得金額 …「収入」からその収入を得るために支出した必要経費(ただし、給与と公的年金については、給与所得控除、公的年金等控除)を差し引いて「所得」を算出し、さらにそこから扶養親族があるかどうかなどの納税者の税負担能力を考慮した「所得控除」を行った後の額が「課税総所得金額」となります。

※ 退職年金受給者の所得情報については、共済会から全国の市役所、区役所、町村役場の住民税担当部署に情報提供を依頼する方法を予定しています。

## 2 支給停止の例

### 【例1】支給額が支給停止の対象となる場合(全額支給停止)

- ① 退職年金の年額 100万円
- ② 前年の退職年金等を除く所得金額 800万円
- ③ ①と②の合計額 900万円

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額の合計額(③)が700万円を上回っているため、700万円を超える金額200万円の2分の1の額100万円が支給停止となります。

退職年金は、100万円全額が支給停止となります。

### 【例2】支給額が支給停止の対象となる場合(一部支給停止)

- ① 退職年金の年額 100万円
- ② 前年の退職年金等を除く所得金額 700万円
- ③ ①と②の合計額 800万円

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額の合計額(③)が700万円を上回っているため、700万円を超える金額100万円の2分の1の額50万円が支給停止となります。

退職年金は、50万円が支給停止となります。

### 【例3】支給額が支給停止の対象とならない場合

- ① 退職年金の年額 100万円
- ② 前年の退職年金等を除く所得金額 590万円
- ③ ①と②の合計額 690万円

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額の合計額(③)が700万円を下回っているため、支給停止となりません。

退職年金は、全額支給となります。

※ 所得調査対象者…退職年金を受給中の方全員となります。議員を退職した後、退職年金を受給することとなった翌年から、前年の所得調査を行います。

※ 毎年の所得調査の実施時期と支給停止措置に該当した方の年金支給停止期間は次のとおりです。

【所得調査実施】毎年7月(平成24年度から実施)

【支給停止期間】9月支給期～翌年6月支給期(6月分から翌年5月分)

# 4<sup>-3</sup>

## 議員の遺族に関する給付について

現職議員が亡くなり、配偶者などの遺族年金を受ける権利を有する方がおられる場合は、在職期間に応じて遺族年金、遺族一時金が支給されます。遺族年金の額は、退職年金の年額の2分の1の額、遺族一時金は退職一時金と同額となります。

また、在職12年以上で議員を退職して退職年金を受給していた方が亡くなった場合も、配偶者などの遺族年金を受ける権利を有する方に遺族年金が支給されます。

ただし、遺族年金を受ける権利を有するためには、退職年金を受給していた方の死亡当時、主としてその収入により生計を維持していたことが条件となります。

# 4<sup>-4</sup>

## 年金給付に係るその他の事項（制度廃止後も引き続き適用される事項）

### 1 年齢による支給停止

退職年金は、65歳に達する月まで年金の支給が停止されます。

ただし、支給開始年齢については経過措置が設けられており、就職日と生年月日によりそれぞれ次のとおりとなっています。

就職日	生年月日	支給開始年齢
昭和61年3月31日以前	—	55歳
昭和61年4月1日～ 平成7年3月31日	—	60歳
平成7年4月1日以後	昭和20年4月1日以前	62歳
	昭和20年4月2日～ 昭和22年4月1日	63歳
	昭和22年4月2日～ 昭和24年4月1日	64歳

## 2 再就職による支給停止

退職年金を受給している方が同じ議会の区分の議員に再就職したときは、再就職した月の翌月から年金の支給が停止されます。

## 3 給付の制限

議員もしくは議員であった方が禁錮以上の刑に処せられた場合、または議会を除名された場合は、それ以後、退職年金の全部または一部の支給が停止されます。

## 4 給付を受ける権利の保護

共済給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることが法律で禁止されています(給付を受ける権利の保護)。

ただし、年金を受ける権利を(株)日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫に担保に供することと退職年金または退職一時金を受ける権利を国税、地方税の滞納により差押えることはできません。

# 5

## 退職一時金の額について(退職一時金の受給資格と算定について)

### 1 退職一時金の受給資格と退職一時金の額

廃止法の施行日である平成23年6月1日現在、現職議員である方(平成23年5月31日以前の在職期間を有する方に限る。)は、議員の在職年数に関わらず、議員在職中に納付した掛金及び特別掛金の総額の80%と平成23年1月から5月までの掛金及び特別掛金の総額の20%の退職一時金の給付を受けることができます。

→ 在職12年以上の方は、退職年金を選択することもできます。(5～13、15、16頁)

### 退職一時金の算定(在職期間8年1月)



#### ◆過去に退職一時金を受給している場合の退職一時金の計算

過去に退職一時金の基礎となった在職期間を除いた在職期間で算出します。

#### ◆退職年金を受給した場合の退職一時金の計算

過去に在職12年以上で退職し、退職年金を受給(支給年齢に達していないために年金の支給が開始されていない方を含む。)し、その後、再び議員となった方が退職して、退職一時金を受給する場合の退職一時金の算出は、前後の在職期間を合算して算定します。ただし、既に受給した退職年金の受給額相当分については、退職一時金の額から控除することとなります。

# 6

## 退職年金と退職一時金の請求について

### 1 退職年金、退職一時金の請求時期

退職年金、退職一時金の請求については、議員を退職したときに、本人の請求に基づいて支給されるものです。任期満了により議員を退職した方については、新しい任期における議会議長の証明を経た後にご請求ください。

廃止法施行後の請求時期については、下表のとおりとなります。

退職の時期	退職年金	退職一時金
制度廃止後、最初の任期満了時に議員を退職される方	退職日以後、請求できます	退職日以後、請求できます
制度廃止後、最初の任期満了時以後も引き続き議員をされる方	請求できません (請求は、議員を退職されたときとなります)	任期満了日以後、請求できます

※ 退職年金及び退職一時金を受ける権利は、退職年金及び退職一時金を受けるべき事由が生じた日(年金は退職時、一時金は廃止法施行後最初の任期満了時)から7年間請求しなかったときは、時効によって消滅します。

### 2 退職年金、退職一時金の選択の方法

共済会に対して給付決定請求を行ったことにより退職年金、退職一時金のいずれかを選択したものとみなされます。

退職年金及び退職一時金を受ける権利を有する方が、退職年金の給付を請求したときは、退職一時金を受ける権利は消滅し、また、退職一時金の給付を請求したときは、退職年金を受ける権利は消滅します。

### 3 退職年金、退職一時金の請求から給付決定までの期間

退職年金、退職一時金の請求から給付決定までに要する期間は約1か月となります(統一地方選挙時においては、1か月半から2か月となります)。

なお、年金の支給については、3月、6月、9月及び12月となります。

# 7

## 退職年金と退職一時金に課される税金について

### 1 退職年金に課される税金(平成23年6月現在)

退職年金は、所得税法及び地方税法により「雑所得」として所得税及び地方税(住民税)が課されます。退職年金の支払者である共済会は、年金を支払う際に所得税を源泉徴収することとなっています。

また地方税(住民税)については、前年に支払われた年金等の所得を基準としてその年分の地方税が課されますので、各市町村から送付される納税通知書により通知された税額を納付することになります。

なお、共済会に「扶養親族等申告書」を提出することにより、所得税の各種控除を受けることができます(「扶養親族等申告書」の提出が必要な区分は、下表のとおり。)

年 齢	1年間にお受け取りになる年金額 (年間の受給額)
65歳未満の退職年金受給者	108万円以上の方
65歳以上の退職年金受給者	158万円以上の方

### 2 退職一時金に課される税金(平成23年6月現在)

退職一時金に対しては、所得税及び地方税(住民税)が課されます。共済会では、所得税法及び地方税法に基づき、退職一時金を支払う際に所得税及び地方税(住民税)を源泉徴収します。

①所得税関係…退職一時金は、所得税法上「退職所得」として取り扱われ、他の所得と分離して課税されます(分離課税)。

②地方税部分…市町村民税及び道府県民税が課されます。

なお、共済会に「退職所得の受給に関する申告書」を提出することにより、退職所得に関する所得控除を受けることができます。